

東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用運営協議会規則

平成23年10月19日 海洋大規第47号
改正 平成29年3月7日 海洋大規第105号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用規則（平成23年海洋大規第44号）第3条第2項の規定に基づき、東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 東京海洋大学練習船汐路丸（以下「汐路丸」という。）の教育関係共同利用に係る年度運航計画に関する事項
- 二 汐路丸の教育関係共同利用に係る公募及び選考に関する事項
- 三 汐路丸の教育関係共同利用に係る実習等の修了判定に関する事項
- 四 その他汐路丸の教育関係共同利用に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 海洋工学部長
 - 二 汐路丸船長
 - 三 海洋工学部附属船舶実験実習センター長
 - 四 練習船の共同利用に関し学識経験を有する学外者 3人
- 2 前項第4号の委員は、海洋工学部長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、海洋工学部長をもって充てる。
2 議長は、協議会を主宰する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、越中島地区事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。